



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 200 平成30年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 1
- 201 昭和38年和歌山県告示第525号(和歌山県鳥獣保護管理員設置規程)の一部改正 (環境生活総務課)..... 3
- 202 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 3
- 203 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 5
- 204 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 6

○ 内水面漁場管理委員会告示

- 1 平成30年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 6

告 示

和歌山県告示第200号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成30年度和歌山県インターネット接続サービス業務

(2) 契約期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、平成30年度和歌山県インターネット接続サービス業務と種類を同じくする契約(民間企業を契約の相手方とするものを含む。)を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

(3) プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。)を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 法人にあつては、登記事項証明書
 - キ 個人にあつては、住民票
 - ク 印鑑証明書
 - ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
 - コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
 - サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - シ 誓約書
 - ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - セ 2の（2）に係る履行証明書
 - ソ 2の（3）に掲げる登録商標の付与又は認証の取得を証明する書類の写し
- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1) のアからオまで及びシからセまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月27日（火）から同年3月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年2月27日（火）午前9時から同年3月6日（火）午後4時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成30年2月27日（火）から同年3月12日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、平成30年3月12日（月）午後4時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布場所
- 和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2402
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成30年3月16日（金）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第201号

昭和38年和歌山県告示第525号（和歌山県鳥獣保護管理員設置規程）の一部を次のように改正する。

平成30年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2条第2項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に保護管理員の職にある者の任期は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

和歌山県告示第202号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県岩出市高瀬92

氏名又は名称 伊藤工業株式会社

代表取締役 伊藤嘉英

- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市宮83

名称 ホテルいとう

- (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年2月27日から同年3月20日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
第66号の3口 洗濯施設 AU-704W	1	タオル 等 50 枚/日	平成 30.3.22	9時間 /日	通常	1	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	2	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 ES-GE70P-G	1	タオル 等 50 枚/日	平成 30.3.22	9時間 /日	通常	1	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	2	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 ES-GE70R-A	1	タオル 等 50 枚/日	平成 30.3.22	9時間 /日	通常	1	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	2	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 AQW-S70E(W)	1	タオル 等 50 枚/日	平成 30.3.22	9時間 /日	通常	1	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	2	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 MAW-N7YD-W	1	タオル 等 50 枚/日	平成 30.3.22	9時間 /日	通常	1	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	2	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 CLD-103	3	衣類等 7kg/回	平成 30.3.22	24時間 /日	通常	0.75	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	1.25	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000
第66号の3口 洗濯施設 MCW-C70	1	衣類等 7kg/回	平成 30.3.22	24時間 /日	通常	0.75	6-8	100	100	75	30	3	5	<3000
					最大	1.25	6-8	200	200	150	60	6	10	<3000

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
合併 浄化 槽	鉄筋 コン クリ ート 製	W11.6 × L6.5 × H5.1	84	分離 接触 曝気 方式 + 三次 処理	既設	通常	処理前	2	6-8	200	180	250	40	6	2	無数
							処理後	2	6-8	20	30	50	30	4	0.5	<3000

合併 浄化 槽	鉄筋 コン クリ ート 製	W13.92 × L8.5 × H5.52	150	接触 曝気 方式	既設	最大	処理 前	5	6-8	200	180	250	45	7	3	無数
						最大	処理 後	5	6-8	30	40	60	35	5	0.5	<3000
						通常	処理 前	36	6-8	200	180	250	40	6	2	無数
							処理 後	36	6-8	20	30	50	30	4	0.5	<3000
						最大	処理 前	70	6-8	200	180	250	45	7	3	無数
							処理 後	70	6-8	30	40	60	35	5	0.5	<3000
グリ スト ラッ プ	コン クリ ート 製	W1.0 × L0.55 × H0.6	5	油水 分離 方式	既設	通常	処理 前	2	6-8	150	150	75	30	3	10	<3000
							処理 後	2	6-8	80	80	30	15	2	3	<3000
						最大	処理 前	5	6-8	250	250	150	60	6	20	<3000
							処理 後	5	6-8	100	100	50	30	3	5	<3000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No.1	通常	38	6-8	20	30	50	30	4	0.5	<3000
	最大	75	6-8	30	40	60	35	5	0.5	<3000
排水口No.2	通常	8	6-8	40	40	60	35	4	0.5	<3000
	最大	15	6-8	50	50	70	40	6	0.5	<3000
排水口No.3	通常	2	6-8	80	80	30	15	2	3	<3000
	最大	5	6-8	100	100	50	30	3	5	<3000
排水口No.4,5	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第203号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて置いて、平成30年3月15日まで縦覧に供する。

平成30年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成30年2月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人健康とコミュニティを支援するなるコミ
- 3 代表者の氏名
宇都宮越子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市鳴神505番地の4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域に対して、医療・福祉・農業・観光等を通じた住みよい町づくり及びスポーツ・文化・経済・職業能力の発展を目指す事業を行い、豊かな地域に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
上富田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上富田都市計画下水道事業 上富田町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成10年8月21日
至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成30年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成30年2月27日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	560,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	320,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第37号	あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	80,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	120,000尾
		あまご	10,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	620,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	730,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	70,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	30,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	100,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	430,000尾
		あまご	50,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	360,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	60,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	30,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	50,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	110,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	170,000尾
		あまご	10,000尾
うなぎ		14kg	

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成29年5月26日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上